

令和3年度改定 介護予防・日常生活支援総合事業サービス費

1 訪問型サービス

(1) 第1号訪問事業の介護予防訪問介護相当サービス費

		改定前	改定後
介護予防訪問介護相当 サービス費	I	1,172	1,176
	II	2,342	2,349
	III	3,715	3,727
初回加算		200	200
生活機能向上連携加算	I	100	100
	II	200	200
介護職員処遇改善加算		区分に応じた加算	区分に応じた加算
介護職員等特定処遇改善加算		区分に応じた加算	区分に応じた加算

※令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問介護相当サービス費 I～III について所定単位数の 1001/1000 に相当する単位数を算定します。

(2) 第1号訪問事業の緩和した基準によるサービス費

		改定前	改定後
緩和した基準によるサービス費		231	247
上限	週1利用	1,038	1,050
	週2利用	1,961	2,100
介護職員処遇改善加算		区分に応じた加算	区分に応じた加算

(3) 第1号訪問事業の短期集中型サービス費

		改定前	改定後
回数単価	20分以上で	271	30分以上 500
			45分以上 750
介護予防改善加算		50（1月あたり）	単価に含める

※サービス提供開始が令和3年4月1日以降の者から適用

2 通所型サービス

(1) 第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス費

改定前				改定後			
介護予防通所介護 相当サービス費	I		1,655	介護予防通所介護 相当サービス費	I		1,672
	II		3,393		II		3,428
生活機能向上グループ活動加算			100	生活機能向上グループ活動加算			100
運動器機能向上加算			225	運動器機能向上加算			225
若年性認知症受入加算			240	若年性認知症受入加算			240
/			/	栄養アセスメント加算			50
栄養改善加算			150	栄養改善加算			200
口腔機能向上加算			150	口腔機能向上 加算	I		150
					II		160
選択的サービス 複数実施加算	I		480	選択的サービス 複数実施加算	I		480
	II		700		II		700
事業所評価加算			120	事業所評価加算			120
サービス 提供強化 加算	I イ	要支援 1	72	サービス 提供強化 加算	I	要支援 1	88
		要支援 2	144			要支援 2	176
	I ロ	要支援 1	48		II	要支援 1	72
		要支援 2	96			要支援 2	144
	II	要支援 1	24		III	要支援 1	24
		要支援 2	48			要支援 2	48
生活機能向上 連携加算	I		100	生活機能向上 連携加算	I		100
	II		200		II		200
栄養スクリーニング加算			5	口腔・栄養スクリ ーニング加算	I		20
					II		5
/			/	科学的介護推進体制加算			40
介護職員処遇改善加算			区分に応じた加算	介護職員処遇改善加算			区分に応じた加算
介護職員等特定処遇改善加算			区分に応じた加算	介護職員等特定処遇改善加算			区分に応じた加算

※令和3年9月30日までの間は、介護予防通所介護相当サービス費 I・II について
所定単位数の 1001/1000 に相当する単位数を算定します。

(2) 第1号通所事業の緩和した基準によるサービス費

		改定前	改定後
緩和した基準によるサービス費		271	331
上限	週1利用	1,220	1,502
	週2利用	2,305	2,813
送迎加算		片道27	単価に含める
送迎減算（加算から減算へ変更）			片道-27
自立支援評価加算		50	50
運動器機能向上加算（新設）			180
介護職員処遇改善加算		区分に応じた加算	区分に応じた加算

運動器機能向上加算(新設)の要件(自立支援評価加算との重複不可)

- a 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- b 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- c 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- d 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(3) 第1号通所事業の短期集中型サービス費

	改定前	改定後
回数単価	251	330
介護予防改善加算	50（1月あたり）	単価に含める
サービス提供体制強化加算	72（1月あたり）	単価に含める
送迎加算	片道27	片道27

※サービス提供開始が令和3年4月1日以降の者から適用